

憲法と社会保障法の交錯

——憲法学からみた社会保障制度のあり方についての総論的検討——

尾 形 健

I はじめに

日本国憲法 25 条は、いわゆる生存権を定めたものとして知られている。これは、実定社会保障法の基礎をなすものと解され、今日の通説的見解によれば、憲法 25 条とは、「立法府に対して生存権を具体化する立法を行うべき法的義務を課している」、といわれる（芦部（2004）p. 243, 244）。こうして、憲法にとっての社会保障制度の問題とは、もっぱら生存権をめぐる議論に集約されてきた印象がある（尾形（2000）p. 91）。また、社会保障法学にあっても、その形成途上において、実定法制度としての社会保障が憲法 25 条の具体化であるとの認識が、「社会保障法学を憲法 25 条とストレートに結びつけることに貢献した」、と回顧され（倉田（2005）p. 43）、社会保障の法律論にとって、本条が重要な意義を有してきたことが看取される。

憲法が掲げる基本的権利の一として、生存権の法理論的可能性ないし規範的意義を検討することは、なお重要な課題である¹⁾。一方、わが国では、社会保障の構造改革がいわれ、医療・年金・社会福祉等の各分野で具体的な制度改革が議論され、進められている。これら一連の動きは、生存権を具体化する立法のあり方それ自体の再考を促すものであるが、より根源的には、いわば「公正な社会の基本構造」（塩野谷（2002）p. 369）をどうとらえるか、という問いを抱えるものともいうことができ、それは、まさに国制（constitution）の有り様にかかわる点で、憲法学からも看過しえない論点を含意している（尾形（2003 a）pp. 108-109）。

こうしてみたとき、憲法にとっての社会保障制度の問題とは、憲法 25 条のみに尽くされない、憲法構造全体にかかわる問題でもある、と考えることができよう。そしてこれは、近時の有力な社会保障法の概説書の多くが、社会保障法をめぐる憲法問題について、憲法の各条項にわたって検討していることと、決して無関係ではないように思われる（例えば、岩村（2001）pp. 30-38、西村（2003）pp. 15-17, 35-50、堀（2004）第 3 章など参照）。

本稿は、こうした認識をふまえ、社会保障制度のあり方と憲法をめぐる論点について、総論的な検討を試みようとするものである。以下ではまず、社会保障制度のあり方についての規範的視点を探る意味で、社会保障の憲法的基礎を素描した上で（Ⅱ）、社会保障受給権にかかる憲法的保障をめぐる問題を検討し（Ⅲ）、次いで、社会保障制度の構造と憲法とのかかわりについて概観したい（Ⅳ）。

Ⅱ 社会保障の憲法的基礎

日本国憲法が保障する基本的人権については、「未来に開かれた課題として捉えることを出発点としつつ、その哲学的基礎を問う作業とともに、各種人権の性格・内実と相互関係について基礎理論的究明を不断に遂行していくことの重要性」が指摘される（佐藤（2005）p. 5）。この点で、生存権論にあっても、それを具体化する社会保障制度のあり方を指し示し、かつ憲法典の文言とも適合的な、解釈に際しての体系的な基本的思考をさぐ

ることは有益であろう(尾形(2000)(2001 a)(2003 a)(2003 b), 葛西(2005 a)(2006)など参照)。欧米の政治哲学・倫理学で議論される正義論などは、この意味で示唆をあたえるが、最近の憲法学ないし社会保障法学にあっては、これらの議論を吸収しつつ、生存権ないし社会保障法の憲法的基礎が論じられる。

1 いわゆる人格的自律権論と生存権論

(1) 個人の自律と生存権・社会保障法

憲法が保障する権利の理念的基礎の一つとして、いわゆる人格的自律権論が説かれることがある。これによれば、「憲法は、それが示唆する社会連帯性の観点…から、各人の自律権の実現を相互的に助けるという趣旨で社会権を保障しているという理解」がありうる(樋口ほか(1994) p. 266〔佐藤幸治執筆〕)。そして、「複雑な現代国家状況の下で人間の自律にとっての生存権の意義を考えなければならない」ところ、「自律した個人も“挫折する”ことがあ」り、「生存権は、なんらかの事情で自律権を全うできない状況におかれた場合に、再び自律的存在たりうるよう物的環境的に社会として手助けをするという趣旨のもの」と解される(佐藤(1993) pp. 27-28, 佐藤(1997) p. 105)。一方、社会保障法学にあっては、「社会保障の目的を、単に物質的ニーズの充足による生活保障という物理的事象でとらえ切ってしまうのではなく、自律した個人の主体的な生の追求による人格的利益の実現…のための条件整備ととらえるもの」としつつ、憲法との関連では13条に規範的根拠をおこうとする、「自由」の理念に立脚した社会保障法論が主張されている(菊池(2000) p. 140, 菊池(1998) pp. 525-526。なお本特集所収の菊池論考も参照)。

こうした見方については、そこで措定される「自律的個人」像につき、「およそ社会保障一般に強い個人を措定することは、実態を正確に把握していない観念論と評さざるをえない」、ともいわれる(戸波(2005) p. 63)。また、「『自由』を保障するために社会保障法が制定されるとまでいうのは、余りにも現実の社会保障法を理想化しすぎて

いる感じが否め」ず、「…人格的自律・自己決定を社会保障法の理念とするにしても、それらはより上位の理念であり、社会保障法を支える直接の理念はやはり生存権と社会連帯であると考えるべきではないか」、とも指摘される(堀(2004) p. 102)。が、まず、前者については、そこで措定される「自律的個人」とは、自律性の獲得・維持の過程をも視野に入れて観念されたものであって(さしあたり佐藤(2002) p. 160 参照)、ひとり「強い個人」のみが想定されているわけではない点に留意する必要がある。さらに、「福祉受給者…が実際に社会的・経済的弱者であることは否定できない」(戸波(2005) p. 63)としても、そこからいかなる規範的要請が導出されるのか、なお検討の余地があろう(この点につき、葛西(2006)参照)。また、後者については、上記の所論が、実定憲法を内在的・体系的に理解しようとする基本的思考に依拠しながら、生存権ないし社会保障制度の理論的根拠を解明しようとする姿勢がみられる点で、なお実定憲法への依拠を志向するものであることが認識されなければならない(なお尾形(2000)(2001 a)参照)。

いずれにせよ、上記にふれた見解によれば、その論者によって相違はみられるものの、実定憲法上は、憲法13条を軸としつつも、それと憲法25条との関連を有機的に把握しつつ、社会保障制度が、各人が自己の生を主体的に構想し、かつ達成する主体であり続けるための条件整備の一つたるもの、ととらえる点で、軌を一にするところがある(竹中(2001) p. 43, 尾形(2003 a) p. 111。なお遠藤(2003) p. 137, 葛西(2004)(2005 a) p. 263注(38), 小泉(2005) p. 37も参照)²⁾。また、そもそも個人の国政参加を重視する立憲民主制にあっては、「自律的決定の主体としての個人は、その政治的自由を通して初めて十全な消極的・積極的自由を享受できる」とすれば(大石(1998) p. 65)、政治参加の過程にとって生存権が持つ意味の理論的検討も、意味を持つ³⁾。

2 法の下の平等と社会保障制度

社会保障制度の憲法的基礎については、平等原

則(憲法14条1項等)が重要な意味を持つことから、その意義について、若干ここでも言及しよう⁴⁾。

(1) 通説的見解

今日の通説的見解によれば、「法の下での平等」につき、いわゆる立法者拘束説に与しつつ、恣意的な差別は禁止されるものの、法上の差異事項と事実的・実質的な差異との関係が社会通念から見て合理的である限り平等原則違反とならないとする、相対的平等観を採用する(芦部(2004) pp. 123-124, 127-128 など参照)。また、最高裁判所によれば、憲法14条1項の「…平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでないかぎり、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解すべきこと」が判例法理とされ(最大判昭48・4・4刑集27巻3号265頁, 最大判昭39・5・27民集18巻4号676頁), 学説・判例において、少なくとも、「事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくもの」であるか否かに着目して「平等の要請」を考慮する姿勢は、基本的に共有されているかにみえる。

(2) 人格価値平等説の示唆

しかしながら、差別の有無の判断を「合理」性に依拠する点については、確たる判断基準の設定が困難であるとも批判される(佐藤(1995) p. 470)。一方、学説では、かねてより、平等について、これがいわゆる人格価値の平等を求めるものと解する立場(人格価値平等説[小嶋=大石(2001) p. 85])が、有力に主張されていた。それによれば、憲法にいう平等とは、たんに不合理な差別を禁止するという要請のみならず、そもそも各人の人格的存在としての価値を等しく尊重することを含意したものとも解することができる(大石(2005) pp. 201-202, 小嶋(1982), 小嶋(1987) pp. 173-175, 佐藤(1995) p. 477 など参照)。

この「人格価値の平等」にふれた裁判例によれば、「法の下での平等」とは、(i)「人格の価値がすべての人間について平等であり、従つて人種…等の差異にもとずいて、あるいは特権を有し、あるいは特別に不利益な待遇を与えられてはならぬという大原則を示したもの」とされる。が、(ii)

「このことは法が、国民の基本的平等の原則の範囲内において、各人の年令、自然的素質…等の各事情を考慮して、道徳、正義、合目的性等の要請より適当な具体的規定をすることを妨げるものではない」(最大判昭25・10・11刑集4巻10号2037頁)。これをふまえた「差別」の判断基準につき論ずる見解によれば、(i)が人格価値の平等への侵害を問う「第一関門」、(ii)が「第二関門」とされ、(i)を通過したとしても、さらに(ii)について審査が求められる。そこでは、(ア)基本的には「合理性」のテストによるものの、(イ)14条1項後段列挙事由については「厳格な審査」テストが、(ウ)基本的人権の重大な制限を伴う場合等については「厳格な合理性」テストが妥当する、とされる(佐藤(1995) pp. 477-478)。

(3) 社会保障法と平等原則

こうした人格価値平等説を前提とした「差別」の判断基準は、社会保障制度のあり方についても一定の示唆を与える。まず、一般的に、個別の社会保障給付につき平等原則違反が争われる場面にあつては、それが端的に人格的価値の評価にかかわる区別を採用する場合、重大な憲法上の疑義が生じよう。もっとも、社会保障各法においてこの種の区別を採用するものは想定しがたい面もあり、また、他の法分野に比べ、立法裁量が相対的に承認される傾向が強い点で、「第一関門」上問題とされる事例は少ないかもしれない。が、そうだとすると、なお「第二関門」の要請に合致することが求められるのであつて、例えば、いわゆる堀木訴訟(最大判昭57・7・7民集36巻7号1235頁)において問題とされた併給禁止規定等については、それが重大な生存権侵害となりうる場合には、「法律の目的を厳格に解し、あるいは手段が実質的相当性を有するか否かを厳格に問う」、「厳格な合理性」テストによるべきこととなろう(佐藤(1995) p. 478, 482)。堀木訴訟で問題とされた各給付について、それ自体としては保護対象の貧困を解消するに足りるほどの額ではないという制度の現実に着目するなら、児童扶養手当の不支給が「社会感情、被差別感等の観点から見ても、明ら

かな差別といわざるを得ず立法裁量の合理的な行使といえるかどうか問題があるということになる」との認識(園部(1983) pp.147-148)は、真摯に受け止められるべきである⁵⁾。また、個別的論点では、性に基づく区別を採用する社会保障法令であって、古典的な性別役割分担観を反映するものなどについても、その役割分担観が、たんに現実の社会状況に合致しないという「立法事実」論の次元で問題となるのみならず、男女の能力・選好に基づき生を追求する途を妨げるおそれがあるという意味で、やはり厳格度の高い審査が求められるように思われる(Ginsburg (1992) p. 1204 など参照)⁶⁾。

III 社会保障受給権の憲法的保障

以上の憲法的基礎をふまえつつ、次いで、社会保障受給権にかかる憲法的保障について検討しよう。社会保障受給権の位置づけとしては、理論上、①それが憲法上自足的・完結的に位置づけられるか、または②法律によって創設されたものかを区別することができ、違憲審査発動の場面では、前者については憲法25条が問題となる一方、後者については各別の権利規定との関連でも問題となりうる(太田(2000) pp.116-117)。憲法25条については、本特集で別稿が予定されていることから(本誌所収の遠藤美奈論考を参照)、ここでは、②の場面を念頭におきつつ、いくつかの論点を検討したい。

1 最低生活水準保障に対する憲法的規律

(1) 「健康で文化的な最低生活」水準の意味

憲法25条にいう「健康で文化的な最低限度の生活」水準・内容については、解釈学説として、絶対的確定説と相対的確定説とがあると言われてきた(藤井(1999) p.152)。が、そもそも、絶対的・相対的確定各説いずれも、最低生活の内容について一般的・具体的内容を語っているわけではないとの指摘も見られ(新田(2000) p.4注(2))、また、人間の肉体的な生存の水準はある程度客観的に確定しうるかもしれないが、それよ

り高い水準である健康で文化的な最低限度の生活水準は相対的なもので、その具体的な内容は、一般国民の生活水準・経済発展の状況等を勘案しながら、結局は国民の合意によって決めざるを得ない、ともいわれる(堀(2004) p.143)。

(2) 最低生活水準への憲法的規律の可能性

さきにふれた人格的自律論をふまえるなら、憲法25条にいう最低生活水準とは、抽象的・理論的には、各人が、現実の社会状況下にあつて、自己の生を自律的・主体的に構想し、かつ達成する能力の水準として考える余地がある。この点をふまえるなら、「健康で文化的な最低限度の生活水準」とは、必ずしも客観的な「線」としてではなく、個人の自律ないし主体性を軸としつつも、ある程度幅を持ったものとして考えることができよう⁷⁾。生活保護水準が国民所得の再配分のあり方の問題で、その決定は政策的判断であるとしても、憲法25条は、最低生活水準の具体化に関する立法府や行政府の決定に超えてはならない一定の枠をはめる機能を持つとすれば(岩村(2001) p.33)、最低生活水準設定にかかる立法府ないし行政府への司法的裁量統制も、個人の自律を前提としつつ、それを達成させる水準を一定の幅で考慮しながら行うことが求められるように思われる。

この点で、生活保護基準設定につき、それが厚生大臣(当時)にゆだねたものと解すべきであるとしつつも、その裁量とは、「行政庁の完全に自由な選択を許す自由裁量の意味ではな」く、「行政庁は同法〔生活保護法(筆者補足)〕の理念に従い最も妥当な客観的一線を探求決定してこれに従うべき」であるが、「その選択が、ある範囲内で行われる限り、…行政庁の当該判断に基く措置がその効力を否定されないことをいうに過ぎ」ず、「行政庁の判断が法の定める抽象的要件より逸脱し、もはや不当の問題をこえて、その法律上の要件が満たされたものと思われざる余地を失つたとき」には違法となるとした一裁判例(東京高判昭38・11・4行裁例集14巻11号1963頁。傍点筆者)は、決して無視し得ない論理を示すもののようと思われる。というのも、ここには、「…客観的一線を探求決定するためにゆるされる一定の

裁量の幅を想定」し、「一定の幅・近頃の語でいうならば一定のワイド・バンドの範囲内において上下するかぎり違法とはいえないとする」姿勢が見られるからである(須貝(1971) p. 15)⁸⁾。司法的裁量統制も、こうした見地から理論的再検討がなされるべきであろう。

2 社会保障受給権と財産権保障

一方、社会保障給付については、それが財産的価値を有することから、憲法上の財産権保障の可能性が問題となる。

(1) 社会保障給付と財産権

通説によれば、憲法 29 条 1 項にいう財産権とは、一切の財産的価値を有する権利を意味するといわれ、所有権その他の物権や債権のほか、各種公法上の権利をも含むと解されている(野中ほか(2001) p. 441 [高見勝利執筆]、佐藤(1995) p. 565 など参照)。この点で、社会保障に基づく受給権も、一般には 29 条の保護を受けるものと解されている(堀(2004) p. 172)。また、最近の憲法学では、財産権保障で問題とされる法制度保障と、生存権などの抽象的権利について、これらが同一ではないものの、近似的な論理構造をもつものであるとの指摘もある(小山(2004) pp. 311-312)。

しかしながら、社会保障受給権については、一般の財産的権利とは大きく異なる性格を持つ点には注意を要する。例えば、社会保障受給権は、一身専属的な権利とされる点(生活保護法 59 条、国民年金法 24・29 条など参照)で、相続の対象とならないものがある(民法 896 条但書参照。なお最大判昭 42・5・24 民集 21 巻 5 号 1043 頁、札幌地判平元・5・31 判時 1333 号 146 頁など参照)。また、年金受給権については、受給権者が支給要件を充足して年金の給付を受ける権利(いわゆる基本権)を取得し、社会保険庁長官による受給権の裁定・確定をまって、はじめて一定の年金支払いを受けることができる行使可能な具体的請求権(いわゆる支分権)として存立することから、「被保険者は、それ以前においては、将来、支給要件を具備した段階において、基本権又は支分権とし

ての年金受給権を取得することを期待することができる地位にあるに過ぎない」、といわれ(東京地判平 3・1・23 判タ 777 号 121 頁)、この点で、年金受給権の財産権的保障も、年金受給権成立の各段階で検討することが求められる(菊池(2002) p. 77、中野(2005) pp. 70-71)。より根本的には、そもそも公法上の権利をも射程とする通説的財産権理解について、「財産的価値を有する権利を一律に財産権保障の対象とする手放しの定式化は、決して自明ではない」(石川(1992) p. 9)、という問題が横たわっていることには、十分留意する必要がある。なお、福祉給付にかかる財産権的保障については、ライク(Charles A. Reich)のいう「新しい財産(new property)」という概念構成が知られるが(Reich(1964))、これは、アメリカ合衆国憲法修正第 14 条第 1 節にいう「財産(property)」に福祉給付を読み込むことで、憲法上の手続的保障の可能性を主に追究する議論であって、わが国においてこれを参照するためには、彼我の憲法構造の相違に配慮することが求められる⁹⁾。

いずれにせよ、財産権保障については、典型的には、(i) 現に個人の有する財産の保障という、いわば「具体的な財産権の現状保障」(石川(1997) pp. 305-306。なお最大判昭 62・4・22 民集 41 巻 3 号 408 頁参照)が含まれることから、現有財産への公権力による侵害が問題となることに加え、(ii) 特に社会保障給付にあっては、それが立法により創設される性格が強いことから、その給付の内容形成のあり方ないし変更についても、財産権保障等の面で問題にする余地がある。

(2) 年金給付水準引下げと財産権保障

上記(i)に相当する問題としては、年金の給付水準引下げと財産権保障の問題をあげることができる(堀(1998b) pp. 505-506。なお中野(2005)、菊池(2002)、小山＝葛西(2004) pp. 69-70 参照)。とりわけ、平成 2004(平成 16)年の公的年金制度改革に際して、いわゆる保険料水準固定方式とそれに伴う給付水準調整の仕組みが導入され、論点が先鋭化された。

① 給付水準引下げと財産権侵害の可否

今般の改正に伴う給付水準引下げが財産権の侵害にあたるかについては、年金受給権の形成過程に応じた検討が求められるが、まず、未裁定年金に対する事実上の期待利益については、これを財産権保障の対象と観念することが難しいことなどが指摘されている(菊池(2002) p. 78, 中野(2005) p. 72-77 など参照)。そこでこの問題は、既裁定年金の引下げが焦点となる。この点で学説によってしばしば引用されるのは、国有農地等の売払いに関する特別措置法等により、農地法に定められた買取価額が変更されることが財産権の侵害にあたるかについて争われた最高裁判決である(最大判昭53・7・12民集32巻5号946頁)。これによれば、財産権の内容の事後的変更が公共の福祉に適合するものであるかどうかにつき、「〔1〕いつたん定められた法律に基づく財産権の性質、〔2〕その内容を変更する程度、及び〔3〕これを変更することによつて保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによつて、判断すべきである」、とされる¹⁰⁾。これをふまえ、学説では、今般の改正につき、社会保険給付請求権については、拠出と給付の関連性が必ずしも貫徹されておらず、民間保険における保険給付請求権と同質の権利性を主張できない点〔1〕や、必要以上に給付水準の切下げを行うものではないなどの点〔2〕、そして過剰な保険料負担・国庫負担の緩和を目途とすることが保護される公益と考えられる点〔3〕などから、29条に反しない、と解されている(中野(2005) pp. 71-72)。

② 個人の自律的な生の設計と公的年金制度

以上のような議論の筋道はなお検討の意義があるが、一方、この種の給付水準引下げが持つ根本的な意味を改めて考える必要がある。そもそも、これらの改革の根底には、「急速な少子高齢化の進行が予想されている中で、将来の現役世代の負担が過重なものとならないようにするとともに、公的年金が、今後ともその役割を果たしていけるよう、社会経済と調和した持続可能な制度を構築

し、国民の制度に対する信頼を確保していく必要がある」、との認識がある(厚生労働省編(2004) p. 211)。この点で、年金給付水準引下げの問題は、現役世代の負担と、高齢者(年金受給者)世代への給付について、負担と給付の均衡を確保する意味を持ち、(年齢別)世代間の公正の問題の一端を示すものとも考えることもできる。

さきにふれた人格的自律権論をふまえるなら、公的年金の制度設計にあっても、将来にわたる個人の自律的生の尊重に配慮することが求められ、このためには、当該制度が、各人の長期的な人生設計に対して、確固たる基盤を提供するものであることが肝要となろう。この意味で、たとえ広汎な財政決定権(憲法83条)を有する国会にあっても、国民の将来にわたる基本的利益を確保することについては、憲法の保障する基本的権利が「現在及び将来の国民に与へられる」(憲法11条後段)こととの権衡上、「過度の可変性(great flexibility)」が直ちに認められるべきでないことには、留意されるべきである(Ackerman=Alstott(1999) p. 111, 太田(2000) p. 120)。この点で、各人の自律的な生の設計を不能とするような給付水準の顕著な変更など、「当事者の信頼を損なうような制度後退の可否」については、やはり真摯に検討されなければならない(小山=葛西(2004) pp. 69-70)。財産権の内容変更(上記〔2〕)につき、「年金保険は長期間にわたる保険料納付によって支えられる制度であり、保険料はまさしく年金制度に対する信頼に基づいて納付されるものであ」って、公的年金制度の改正が老後の人生設計に与える影響も無視できないことから、「年金給付水準引下げの財産権侵害を判断する際に、…信頼保護の原則の趣旨を尊重するのが妥当であろう」、との指摘(中野(2005) p. 72。なお菊池(2002) p. 81 参照)は、こうした文脈でも理解しうるように思われる。

(3) 給付内容の形成のあり方と財産権保障

前記(ii)にいう財産権の内容形成ないし変更の問題については、社会保障給付の場合、それが立法により創設される性格が強いことから、憲法的保障をどのように考えるべきか、検討の余地が

ある。例えば、2004（平成16）年の制度改革で導入された離婚時厚生年金分割制度（厚生年金保険法第3章の2〔2007（平成19）年4月1日より施行〕・第3章の3参照〔2008（平成20）年4月1日より施行〕）は、保険料納付記録の分割（標準報酬の改定・決定）を行うものであって、受給権そのものの分割ではないと説明されるようであるが（高島（2005）p.77 参照）、この種の施策が直ちに不合理であるとはいいがたいとしても、こうした年金受給権発生基礎となる構成要素の変動について、財産権保障との関係をどのように考えるかといった、憲法的規律の可否については、なお理論的検討の余地がある（なお堀（2004）p.175、堀（2005）p.99 参照）。もっとも、すでにふれたように、未裁定年金受給権にかかる財産権保障には異論の余地もありうることから、これをどう理論構成するかは難しい問題である。が、例えば、本稿では詳述できないが、アメリカ憲法学・行政法学にあっては、福祉給付等について、受給の前提となる法令上の資格要件につき、「議会により制定法で定められた一定の受給要件を満たす限りその資格が認められる概念」とされる、「エンタイルメント（entitlement）」という概念が用いられ、これに対する憲法的保障をめぐる議論がある（葛西（2004a）p.366、葛西（2005a）pp.260-261 注(16) 参照）。この点については、こうした比較法的見地からの理論的検討も求められよう¹¹⁾。

IV 社会保障の制度構造と憲法

冒頭でふれたように、そもそも社会保障法制度のあり方については、権利保障論にとどまらず、憲法構造全体にかかわる論点を含意するものともいえる。本節では、これらをめぐる若干の憲法問題を検討しよう。ここではまず、社会保険の強制加入制を憲法論としてどのように考えるべきか、という問題（1）を検討し、次いで、社会保障制度の基盤をなす財政作用のあり方にかかる論点をいくつか取り上げたい（2）。

1 社会保険の強制加入制の合憲性

（1）判例の考え方

この点については、よく知られるように、判例上、これが違憲でないことは確認されている。すなわち、皆保険体制成立前の事案において、国民健康保険が強制加入制であることが憲法19・29条等に反するとの主張について、最高裁は、「国民健康保険は、相扶共済の精神に則り、国民の疾病、負傷、分娩又は死亡に関し保険給付をすることを目的とするものであって、…その保険給付を受ける被保険者は、なるべく保険事故を生ずべき者の全部とすべきことむしろ当然である」として、本件強制加入制が憲法違反ではないとした（最大判昭33・2・12 民集12巻2号190頁）。最近では、水稻等の耕作の業務を営む者について、農業共済組合への当然加入制を定める農業災害共済補償法について、憲法22条1項に反しないとしたものがある（最三判平17・4・25 判タ1182号152頁）。なお、アメリカの判例では、社会保障制度で用意されるような給付ないし扶養をそのメンバーに提供する宗教上の義務があった Old Order Armish の信者が、社会保障制度への強制加入（compulsory participation）が信教の自由（free exercise rights〔合衆国憲法修正第1条〕）を侵害するとして争った事案がある（United States v. Lee, 455 U.S. 252（1982））。

（2）学説の考え方

こうした強制加入制の問題について、学説が意識的に論じてきたとはいいがたいところがあるが、最近では、次のようなものがみられる。まず、①憲法25条に根拠を求めようとするものがある。例えば、強制加入制は本来応能原則を含意しているからこそ導入されるのであり、そこでの応能原則はすなわち所得の再配分であるが、所得の再配分は憲法25条の福祉国家原理によって正当化される、と説く立場（安念（2000）p.13）や、基礎年金部分が強制加入制であることについて、生存権理念に基づき最低生活の保障責任が国家に課されており、基礎年金部分は基本的にこの最低生活保障にかかわる制度であることから、国家による加入強制に比較的なじみやすい、と指摘するもの

(菊池 (2000) pp. 155-156), などがそれである。一方, ②憲法 30 条に根拠を求めるという考え方もありえよう。すなわち, 保険料納付義務づけは機能的に徴税と似ている点で, 憲法 30 条の納税の義務として正当化しうる, と考える立場である(前田=稲垣=手嶋執筆代表 (2000) 35 頁〔高井裕之執筆〕参照)。

(3) 原理的正当化の試み—社会契約説的説明
こうした説明のほか, 法理論的な説明の仕方としては, 近時の政治哲学でいわれる, 社会契約説的正義論をふまえた憲法論的な正当化もありえよう¹²⁾。すなわち, さきにみた人格的自律権論に立脚した生存権論によれば, 憲法が, 13 条後段で各人の幸福追求について国政上最大の尊重を要請する一方, 25 条で生存権を保障した意義は, 各人が自己の生の追求において様々なリスクに直面しても, それでもなお自律した主体としてあり続けることを目途としたもの, とも解しうる。そうだとすれば, 社会保険制度が強制加入制であることも, 各人が直面するリスクに対処する合理的なしくみの一つとして, 理解しうるのではないか。すなわち, 自分が社会において将来どのような地位を占めるのか, どのような能力を開花させ, どれほどの資産を得ることができるのか, いつ罹患し, いつ失業するのか, またそれはどの程度深刻なのか, といったことがらは, そもそもあらかじめ予測できない事柄である。このような, いわば「無知のヴェール (the veil of ignorance)」の状況 (Rawls (1999) pp. 118-123, なお Dworkin (2000) pp. 73-83) にあってもなお, 人々の生の追求に価値を見だし, これを国政上尊重していくとすれば, あらかじめ対象者全員を加入者とし, 保険事故発生者に給付する強制加入制を採用することは, 不合理とまではいえないのではないか。先の最高裁判例の合憲判断も, 憲法は, そのようなしくみを採用することを許容するという意味において, 強制加入制の憲法的正当化を与えたものと解する余地もありうるように思われる。

2 国家の財政作用と社会保障制度

社会保障制度は国家財政をその存立基盤とする

ことから, その制度構想については, 国家の財政作用をめぐる論点と深い関係がある。これについては, (i) 財源調達の場合で, 国家の課税権ないし費用徴収権の範囲とその憲法的規律の問題があり, 一方, (ii) 財政出動の場合で, 支出等の憲法的統制をどう考えるべきか, という課題がある。現行憲法上, (i) については, 国費徴収にかかる条件を定める憲法 84 条の射程が, (ii) については, 憲法 89 条の解釈問題を挙げることができる。以上のような国の財政作用をめぐる論点のほか, 社会保障制度は, 国及び地方公共団体双方にかかわる施策でもあることから, 地方財政との関係についても問題となる。

(1) 租税法律主義 (憲法 84 条) の射程

① 社会保険料と租税法律主義

上記 (i) については, 租税法律主義の要請が社会保険料にどこまで及ぶかが問題となる。裁判例では, いわゆる旭川国保料事件において, 租税法律 (条例) 主義は, 特別の給付に対する反対給付としての性質を有しない租税について, 行政権による恣意的な課税から国民を保護するための原則であるとしつつ, 保険料が強制的に徴収される点で租税法律 (条例) 主義の趣旨をふまえる必要があるところ, 保険料率が本来固定的に定額・定率では決めがたい要素を持っていることなどから, 条例において保険料率算定の基準・方法を明確に規定した上, これに基づく保険料決定を下位の法規で明確にしたとしても, 憲法 84 条の趣旨に反しない, としたことが知られる (札幌高判平 11・12・21 判時 1723 号 37 頁)。

② 学説の立場

この問題につき, 憲法学において自覚的に論じられてきたとはいいがたいところがある。が, この点で示唆的なのは, 財政法 3 条に対する憲法学説の態度である¹³⁾。同条は, 「租税を除く外, 国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については, すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない」と規定するが, この憲法上の位置づけをめぐる, 学説はおおむね三つの立場に分れる。すなわち, (a)

本条は憲法原理によるものではなく立法政策によるものとする立法政策説、(b) 憲法 84 条ではなく 83 条の原則に基づくものとする憲法 83 条説、(c) 憲法 84 条の要請であるとする憲法 84 条説である。社会保険料のうち、国が徴収主体となるものについては、財政法 3 条への学説の態度が参考となるが、これらの学説は必ずしも社会保険料について述べるものではないものの、(a) によれば、そもそも社会保険料は固有の租税には該当しないことから、費用徴収のあり方はもっぱら立法政策に委ねられることとなろう。(b) からは、社会保険料徴収については、憲法 83 条の趣旨に照らして、保険料算出手続等を法律で規定することで足り、保険料率ないし保険料額が直接法律に規定されていなくとも許容されるかもしれない。(c) にあつては、各種課徴金にも租税法律主義が及ぶことから、社会保険料にも当然及ぶこととなろう。社会保障法学説では、租税法律主義が社会保険料に直接適用されないとする(西村(2003) p. 49, 堀(2004) p. 179 など参照)か、又は適用されるとしても緩和したかたちでそれを認めようとするものがみられる(江口(1996) p. 199, 倉田(1999) p. 27, 岩村(2001) p. 129 など参照)。

これについては、いくつかの点に注意する必要がある。まず、社会保険各法は、費用徴収主体について、国・地方公共団体・保険組合等、多様な法主体を想定するところがあり、これらが徴収する保険料を全て「租税」と同一視することが憲法 84 条の要請であるとするのは、相当困難であるように思われる(西村(2003) p. 49, 尾形(2001 c) p. 68)。また、最近の社会保障法学説が指摘するように(倉田(1999) pp. 25-30 参照)、この問題を考える上で、社会保険財政の特殊性という点も無視されるべきではない。社会保険制度を創設した立法者は、社会保険料徴収につき、租税法のように料率・徴収方法等を厳格に法律に規定するよりも、むしろ弾力的な財政運用を想定し、それに相応しい仕組みを構想していたと推測しうる余地がある(例えば健康保険法 160 条 1-8 項参照)。こうした立法者の配慮を覆してまで社会保険料を「租税」と同一視することに、いかなる合理的理

由があるか、判然としないところも否定できない。これらの点を考慮するなら、社会保険料に憲法 84 条が適用されると解することには、消極に解さざるをえないように思われる¹⁴⁾。

(2) 憲法 89 条後段の意義

一方、社会保障制度にかかわる国家の財政支出については、憲法 89 条後段をめぐる問題がある¹⁵⁾。

① 学説の立場

憲法学では、本条につき、(i) その趣旨と、(ii) 「公の支配」のあり方について、解釈が分かれる。(i) については、(a) 公費濫用を目的とする公費濫用防止説、(b) 事業主体への公権力による介入を戒めようとする自主性確保説、(c) 事業主体の思想信条に国家が中立であることを要請する中立性確保説、(d) 前段の政教分離の補完と解する政教分離補完説、があり、(ii) については、(i) の立場に対応しつつ、(a') 財政処分にかかる執行統制を目的とするものと解する財政処分執行統制説、(b') 事業主体への統制を確保するものと解する嚴格説、(c') 国家の中立性ないし政教分離確保のために事業を統制しようとする事業統制説、(d') 緩和説などがありうる。社会保障法学説にあつては、本条後段にいう「慈善」・「博愛」事業には今日の公的責任による社会福祉サービスは該当しないことなどから、これらを憲法 89 条による規律の対象外におこうとする有力な立場がある(堀(2004) pp. 168-169)。

② 財政統制規定としての憲法 89 条

本条の理解については、まず、その憲法構造上の位置づけに留意する必要がある。すなわち、憲法は、国家の財政作用に対する規律について、国会の財政決定権を前提としつつ(憲法 83 条)、しかしその財政民主主義も万能ではなく、国会は財政作用に対して課された憲法上の制約に服するという、構造的制約を課したものと解され、憲法 89 条は、公費支出・財産管理にかかる憲法的制約規定であると考えることができる(大石(2001) pp. 93-94, 大石(2004) pp. 191-195 参照)。この見地からみたとき、憲法 89 条後段の趣旨については、公費濫用防止説をとりつつ、「公の支配」

のあり方については、財政処分執行統制説に依拠するのが相応しいように思われる。この見地からすると、憲法は、財政統制の及ぶ限り、公的助成の対象を限定しないという論理的帰結を意図していたということができ、社会福祉法人のみならず、他の法人格を有する主体にも、憲法 89 条との関係では助成可能である点で、近時の社会福祉行政でいわれる、社会福祉サービス供給主体の多元化についても、一定の示唆を与えることができよう。これはまた、多様な自発的結社が活動する「市民社会 (civil society)」の健全かつ活発な発展を維持するためには、国家による財政支援と、それに伴う監督・統制が不可欠であるという構造を予定していたという意味で、本条がなお今日的意義を持つことをも含意するもののように思われる (尾形 (2004) pp. 167-178 参照)。

(3) 公的扶助をめぐる地方財政のあり方と憲法

以上は国の財政作用を規律する憲法各条についてであるが、社会保障制度は、国と地方がその実施主体とされることが多いことから、地方財政のあり方も問題となりうる (本特集の島崎論考も参照)。最近では、いわゆる「三位一体の改革」との関連で、生活保護費にかかる国庫負担のあり方が問題となった点が記憶に新しい¹⁶⁾。

① 「三位一体の改革」における生活保護費国庫負担論議

「三位一体の改革」において、2004 (平成 16) 年、国庫補助負担金改革に際し、内閣官房から各省庁に対して検討が要請されたところ、厚生労働省より、生活保護費の国庫負担率の引下げ (現行 4 分の 3 [生活保護法 75 条 1 項 1 号参照] から 3 分の 2) が提案されたことに対して、地方団体が激しく反発したため、平成 16 年度における見直しは見送られ、最終的には採用されなかった経緯があった (椎川 (2005 a) p. 5 参照)。地方団体には、「生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき国民に健康で文化的な最低限度の生活を全国一律に保障する重要な役割を担っており、社会保障の根幹をなす制度であ」って、「このような国民生活の基盤を支える基礎的な行政サービスは、そ

の財政責任のすべてを国が負い、経費の全額を負担すべきものである」、などとして、抗議するものがあつた (指定都市市長会 (2004) 参照)。

② 地方公共団体の社会保障実施責務と憲法

この点は、国と地方とでどのように社会保障にかかる事務ないし財政責任の分配を行うか、という問いと不可分であるが、憲法論としては、この種の責務の分配のあり方は、さしあたり、憲法 25 条と、地方自治の基本原則を定める憲法 92 条及び地方公共団体の権能について規定する憲法 94 条にかかわる問題を含むものといえる。学説では、憲法第 8 章にいう地方自治の保障につき、いわゆる制度的保障説を採りつつ、憲法 92 条と憲法 94 条が地方公共団体の財政高権を保障したものと解して、地方公共団体の課税権を全く否定したり、自主財源の持ち出しを強要する措置を定めたりすることなどが財政高権の核心をおかすことになる、と指摘するものがある (成田 (1964) p. 299)。また、最近では、「地方公共団体は人権保障を任務とする憲法上の統治機構として独自に生存権保障を担っており、…地方自治の本旨を規定する憲法 92 条は、この地方公共団体の責務の根拠規定であると解することができる」、として、(i) 地方公共団体が負う生存権保障責務は国の立法政策によって左右され得ないこと、(ii) 国民主権 (住民主権) の要請により、社会保障に関する権限・事務配分については、地方公共団体とりわけ市町村への配分が優先されること、(iii) 地方公共団体の生存権保障責務を実質あるものとするための財源保障が行われるべきこと、が導かれるとする注目すべき見解がある (台 (2004) pp. 440-441)。が、この立場が前提とする、いわゆる新固有権説については問題がないとはいえず (小山 (2005) p. 336)、また、住民の福祉に配慮することが「地方自治の本旨」に含まれるとしても (地方自治法 1 条の 2 第 1 項参照)、「地方自治の本旨」それ自体から格別の事務分配原理が論理必然的に導き出せるとはいいがたい¹⁷⁾。

一方、憲法 25 条にいう「国」には地方公共団体を含むものと解する立場が見られ¹⁸⁾、現行法も、生活保護事務が国及び地方公共団体双方の利害に

関わる点を前提とするところがある(地方自治法の法定受託事務関係規定〔2条9項1号・10項, 同法別表第一参照〕のほか, 地方財政法10条4号参照)¹⁹⁾。地方公共団体の権能を規定する憲法94条について, そこでは権能の種類が示されるのみで, 何を国の事務とし, 何を地方公共団体の事務とするかについては, 具体的に指示するところがなく, 時代の要求に応じて適当に配分されるべきものとせざるをえないとすれば(小嶋=大石(2001) p. 241), 憲法は, 社会保障施策の実施責任についても, 国及び地方公共団体双方の協働を前提としつつ, 立法者による適切な事務分配を期待するものとどまるもののようにもみえる。

③ 公的扶助財政と国・地方の責務分担一個人の自立支援と国の責務

しかしながら, とりわけ生活保護制度等, 国民の最低生活ないし基礎的生活にかかわる重要な施策については, 国と地方の協働関係を前提としたとしても, やはりそこには一定の責任分配にかかる限界も考える余地がある。

この点で, アメリカにおける90年代半ばの福祉改革においてなされた, 連邦政府から州への権限委譲(devolution)の動きに対する学説の警戒が関心を惹く。さる論者によれば, 社会福祉行政につき, 連邦政府から州ないし地方自治体に権限委譲をすることは, 福祉受給者の福祉からの脱却(anti-dependency)や就労促進という福祉改革の目的に合致しない, というのである。その理由には様々な点が分析されているが, そのひとつに, こうした福祉改革は全国的な経済成長と雇用創出を前提とするところ, 州は, 新規の雇用創出のための経済的・政治的権力に欠ける点で, 連邦政府に劣ることなど, 制度的弊害(institutional harms)があることが指摘されている(Michaels(2004) pp. 605-613。なおSuper(2005) pp. 2626-2629も参照)。

以上はアメリカの連邦制を前提とした議論ではあるが, 生活保護制度のあり方について, 「生活困窮者の自立・就労を支援する観点から見直すこと」が提言されるわが国にあって(生活保護制度の在り方に関する専門委員会(2004)参照), 重要

な示唆を与えるもののようと思われる。というのも, 生活困窮者の自立支援のためには, 社会経済状況を不断に見据えた, 包括的な経済政策・雇用政策等も要求されるが, それはまさに国が全国的観点からなしうるものだからである。この意味で, 「経済変動のまにまに発生する要保護者の生活保護を地方公共団体の責任において完遂することは不可能」であり, また, 保護の内容に相違があってはならないことから, 「必然的に全国的規模において統一的に実施されることを必要とする」。そして, 「憲法25条第2項の規定は, 必ずしも社会的施策は国家事務として行わなければならないことを要求するものとは解すべきではないかもしれないが, 少なくともこれらの社会的施策に対する究極的責任は, 国が負うべきことを明確にしていることだけは否定しえないところである」(小山(1953) pp. 11-12〔旧字体は現代表記に改めた〕)。個人が自律し, かつ自立した経済生活を可能とすることが公的扶助の目的の一とするならば, 生活保護事務にかかる費用負担について, 著しく国庫負担割合を削減する措置をとることは, 以上の点で, やはり憲法25条との関係で問題とされなければならない。また, 政策のあり方としては, 従前の国庫補助金というかたちではなく, 例えば地方交付税による財源措置を講じることも理論的にはありうるが, 「国の責任において行うべきことを地方公共団体に転嫁する結果」が招来する点で, やはり問題があろう(小山(1975) p. 779)²⁰⁾。

V むすびにかえて

以上, 憲法と社会保障法の接点について, 権利保障のあり方と, 制度構造をめぐる諸問題を中心に, 総論的検討を試みた。憲法と社会保障法の交錯については, なお論ずべき課題も多く, とうてい本稿で論じ尽くせるものではない。また, そもそも社会保障改革論議にあっては, 資源配分の効率性や費用対効果分析といった, 経済学的視点や分析が有益であることはいうまでもない。この点で, 憲法学を含む法律学の能力に, 限界があることは否定できない。しかしながら, 近時の改革が,

冒頭にふれたように、「公正な社会の基本構造」にかかわる問題であるとすれば、公正な制度を構想し律する規範的視点が必要となるはずであり、それはすぐれて法律学の領分であろう。本稿は、こうした意図のもと、憲法学という法律学の分野からの、雑駁な試論をしたにとどまる。

※脱稿後、本文所掲の札幌高判平 11・12・21 の上告審たる最大判平 18・3・1 に接した。

注

- 1) この点については、本特集所収の遠藤美奈論考を参照。生存権論を概観する最近の論考として戸波 (2005)、また近時の注目すべき論考として、遠藤 (2003) (2004)、藤澤 (2003)、葛西 (2005 a) (2005 b) などがある。
- 2) もっとも、菊池馨実による「自由」基底的社会保障法論は、端的に憲法 13 条に根拠をおく点で、憲法学でみられる傾向とはやや視点を異にするようである (菊池 (2001) p. 140 参照)。
- 3) 例えば、葛西 (2006) は、貧困者の政治参加問題を意識した、アメリカ憲法学における生存権の基礎づけ論を検討する。ただし、同論文も示唆するように、こうした理論的展開が生存権の裁判規範性にいかなる意味を持つかは、別途検討を要する。
- 4) 以下の点については、尾形 (2005) pp. 25-30 を参照されたい。
- 5) ただし、園部 (1983) は、「併給禁止の合理性に全く疑いがないというわけには行かない」としつつ、合理性に疑いがあるという程度で立法裁量権の濫用・逸脱があったと見ることができかどうか、本件規定の違憲性判断の決め手になる点であった、という (pp. 135-136)。また、本文のような理解は、むしろ生存権の実体的内容の問題へと帰着するかもしれない。
- 6) 性にに基づく区別を採用する社会保障法令をめぐる問題とその憲法的規律につき、尾形 (2005) を参照されたい。
- 7) 尾形 (2003 a) p. 112 を参照。いわゆる中嶋訴訟最高裁判決 (最三判平 16・3・16 民集 58 巻 3 号 647 頁) を解説する杉原 (2005) p. 345 は、堀木訴訟 (本文所掲最大判昭 57・7・7) における相対確定説的理解を引用しつつ、『「最低限度の生活」には、自ずから一定の幅があるものといわざるを得ない、という。この論旨は、中嶋訴訟最高裁判決にみられる論理が、相対的確定説を前提として成立することを示唆するかのようである。
- 8) ただし、須貝 (1971) は、不確定要素を考慮して総合考慮する裁量説が「ワイドバンド論」であるとしつつ、「憲法 25 条に対し司法的解釈はなにを残すかという問題がのこるというべきである」、と結ぶ (同論文 p. 27)。
- 9) 葛西 (2005 a) pp. 243-245 は、福祉給付への憲法的保障を財産権的アプローチで構成しようとするアメリカの議論の限界に言及する。
- 10) [] 内は筆者補足。もっとも、本判決については、本件の多数意見が、本件の問題を 29 条 2 項にいう「公共の福祉」適合性の問題ととらえたのに対し、法律に定められている権利内容を変更することと、その変更をした法律を既に国との間に設定されている個別の法律関係に適用し、よって財産的利益を害することとは性質を異にするものであることなどから、同条 2 項の問題としてとらえることを疑問視する意見が付されていた (本文所掲最大判昭 53・7・12 の高辻正己裁判官意見)。
- 11) ただし、アメリカにおける「エンタイトルメント」への憲法的保障は、給付への実体的権利保障ではなく手続的保障が念頭におかれる点に留意が必要である (Shapiro=Levy (2005) p. 113.)。なおフランスの憲法院判例における、抛出制の給付に対する所有権 (propriété) 的保護につき、Décis, N° 85-200 DC du janvier 1986, Prétot (1991) p. 196 参照。
- 12) 以下の論旨につき、尾形 (2001 b) pp. 44-46 を参照されたい。
- 13) 以下、租税法律主義をめぐる学説の議論につき、尾形 (2001 c) を参照されたい。
- 14) こうした筆者の見解につき、初宿正典ほか (2005) pp. 473-475 所掲の各設問が、問題点を剔出する。いずれも極めて重要な指摘であるが、紙幅の都合上、これらの検討は、他日に期せざるをえない。
- 15) 以下、本条の制定経緯や各学説等につき、尾形 (2004) を参照されたい。
- 16) いわゆる「三位一体の改革」の経緯等については、椎川 (2005 a) (2005 b)、瀧野 (2005) など参照。
- 17) 最大判 37・3・7 民集 16 巻 3 号 445 頁は、市町村警察を廃止しその事務を都道府県警察に移した昭和 29 年法律第 162 号警察法が、憲法 92 条にいう「地方自治の本旨」に反するものとはいえない、としている。
- 18) 佐藤 (1983) p. 433 など参照。堀 (1998 a) p. 156 注 (3) は、同論文にいう「国家」を「国と地方公共団体の双方を含むもの」として用いている。
- 19) なお、地方自治法 1 条の 2 第 2 項にいう「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」の具体例の一つには、生活保護基準が挙げられている (松本 (2004) p. 12)。

20) ただしここでは、当時の地方財政平衡交付金による方式の可否を論じている。

参考文献

- 芦部信喜(高橋和之補訂)(2004)『憲法(第3版)』(第6刷),岩波書店。
- 安念潤司(2000)「国民健康保険条例の合憲性」『社会保障判例百選〔第3版〕』,有斐閣。
- 石川健治(1992)「財産権条項の射程拡大論とその位相(1)」『国家学会雑誌』105巻3・4号。
- (1997)「空間と財産」『公法研究』第59号。
- 岩村正彦(2001)『社会保障法Ⅰ』,弘文堂。
- 江口隆裕(1996)『社会保障の基本原則を考える』,有斐閣。
- 遠藤美奈(2003)「『健康で文化的な最低限度の生活』再考」『社会保障法』第18号,法律文化社。
- (2004)「『健康で文化的な最低限度の生活』の複眼的理解」,斉藤純一編著『福祉国家/社会的連帯の理由』,ミネルヴァ書房所収。
- 大石 眞(1998)「自由の理念と憲法思想」,佐藤幸治先生還暦記念『現代立憲主義と司法権』,青林書院所収。
- (2001)『議会法』,有斐閣。
- (2004)『憲法講義Ⅰ』,有斐閣。
- (2005)『日本国憲法』,放送大学教育振興会。
- 太田匡彦(2000)「『社会保障受給権の基本権保障』が意味するもの」『法学教室』第242号。
- 尾形 健(2000)「『福祉』問題の『憲法理論』(一)」『法学論叢』第147巻5号。
- (2001a)「『福祉』問題の『憲法理論』(二・完)」『法学論叢』第149巻4号。
- (2001b)「高齢者医療制度改革の構想(一)」『法学論叢』第150巻1号。
- (2001c)「国民健康保険料と租税法律主義」『賃金と社会保障』第1310号。
- (2003a)「『福祉』問題の憲法学」『ジュリスト』第1244号。
- (2003b)「『健康で文化的な最低限度の生活』水準のあり方をめぐって」『社会保障法』第18号,法律文化社。
- (2004)「『公の支配』の意義と射程」『甲南法学』第45巻1・2号。
- (2005)「性に基づく区別と社会保障給付のあり方」『甲南法学』第46巻1・2号。
- 葛西まゆこ(2004a)「エンタイトルメントとしての福祉」『法学政治学論究』第61号。
- (2004b)「アメリカにおける福祉改革」『法政論叢』第41巻第1号。
- (2005a)「生存権の規範的意義」『法学政治学論究』第64号。
- (2005b)「生存権と立法裁量」『法学政治学論究』第67号。
- (2006)「『日本型福祉社会』と個人の自律」,日本法政学会50周年記念論文編集委員会編『現代法律学の課題』,成文堂所収。
- 菊池馨実(1998)『年金保険の基本構造』,北海道大学図書刊行会。
- (2000)『社会保障の法理念』,有斐閣。
- (2002)「既裁定年金の引下げをめぐる一考察」『季刊年金と経済』第21巻第4号。
- 倉田 聡(1999)「社会保険財政の法理論」『法学研究(北海学園大学)』第35巻第1号。
- (2005)「憲法『改正』と個別法学習〔4〕社会保障法との関係」,『法学セミナー』612号。
- 『厚生労働』(2004)同誌2004年2月号(「特集・平成16年年金制度改正」)。
- 厚生労働省編(2004)『厚生労働白書〔平成16年版〕』,ぎょうせい。
- 小泉良幸(2005)「基本的人権の概念②(自己決定権)」,小山剛=駒村圭吾編『論点探求憲法』,弘文堂所収。
- 小嶋和司(1982)「法の下での平等」,同『憲法学講話』所収,有斐閣。
- (1987)『憲法概説』,良書普及会。
- 小嶋和司=大石眞(2001)『憲法概観〔第6版〕』,有斐閣。
- 小山 剛=葛西まゆこ(2004)「年金改革関連法と憲法」『法学セミナー』第588号。
- 小山 剛(2004)『基本権の内容形成』,尚学社。
- (2005)「地方自治の本旨」,小山剛=駒村圭吾編『論点探求憲法』,弘文堂所収。
- 小山進次郎(1953)『社会保障関係法(Ⅱ)』,日本評論新社。
- (1975)『改訂増補生活保護法の解釈と運用〔復刻版〕』,全国社会福祉協議会。
- 佐藤 功(1983)『憲法(上)〔新版〕』,有斐閣。
- 佐藤幸治(1993)「立憲主義といわゆる『二重の基準論』」,芦部信喜先生古稀祝賀『現代立憲主義の展開(上)』,有斐閣。
- (1995)『憲法〔第3版〕』,青林書院。
- (1997)『国家と人間』,放送大学教育振興会。
- (2002)『日本国憲法と「法の支配」』,有斐閣。
- (2005)「憲法秩序と『国際人権』に対する覚書」『国際人権』第16号。
- 椎川 忍(2005a)「『三位一体の改革の全体像』に至る過程とその評価(上)」『自治研究』第81巻第4号。
- (2005b)「『三位一体の改革の全体像』に至る過程とその評価(下)」『自治研究』第81巻第5号。
- 指定都市市長会(2004)『生活保護負担金の負担率

- 引き下げに対する意見』(2004年7月28日),『賃金と社会保障』第1379号所収。
- 塩野谷祐一(2002)『経済と倫理』,東京大学出版会。
- 初宿正典ほか(2005)『憲法 Cases and Materials 人権(展開編)』,有斐閣。
- 須貝脩一(1971)『憲法と社会保障』『法学論叢』第89巻第4号。
- 杉原則彦(2005)「最高裁判所判例解説」『法曹時報』第57巻第5号。
- 生活保護制度の在り方に関する専門委員会(2004)『報告書』(2004年12月15日),『月刊福祉』2005年3月号所収。
- 園部逸夫(1983)「最高裁判所判例解説」『法曹時報』第35巻6号。
- 台 豊(2004)「社会保障に関する地方公共団体の憲法上の責務について」『季刊社会保障研究』第39巻4号。
- 高島淳子(2005)「年金分割」『ジュリスト』第1282号。
- 瀧野欣彌(2005)「三位一体の改革の展望」『自治研究』第81巻第6号。
- 竹中 勲(2001)「社会保障と基本的人権」,日本社会保障法学会編『講座社会保障法第1巻・21世紀の社会保障法』,法律文化社。
- 戸波江二(2005)「憲法学における社会権の権利性」『国際人権』第16号。
- 中野妙子(2005)「高齢基礎年金・高齢厚生年金の給付水準」『ジュリスト』1282号。
- 成田頼明(1964)「地方自治の保障」,宮沢俊義先生還暦記念『日本国憲法体系第5巻・統治の機構II』,有斐閣。
- 新田秀樹(2000)『社会保障改革の視座』,信山社。
- 西村健一郎(2003)『社会保障法』,有斐閣。
- 野中俊彦ほか(2001)『憲法I〔第3版〕』,有斐閣。
- 樋口陽一ほか(1994)『注解法律学全集1・憲法I』,青林書院。
- 藤井俊夫(1999)「憲法25条の法意」,高橋和之=大石眞編『憲法の争点〔第3版〕』,有斐閣。
- 藤澤宏樹(2003)「生存権と『二重の基準』論」『社会保障法』第18号,法律文化社。
- 堀 勝洋(1998a)「社会保障制度の変革」『ジュリスト』第1133号。
- (1998b)「高齢社会における年金」『民商法雑誌』118巻4・5号。
- (2004)『社会保障法総論〔第2版〕』,東京大学出版会。
- (2005)『年金の誤解』,東洋経済新報社。
- 前田達明=稲垣 喬=手嶋 豊編集代表(2000)『医事法』,有斐閣。
- 松本英昭(2004)『新版逐条地方自治法<第2次改訂版>』,学陽書房。
- Ackerman, Bruce, Alstott, Anne. (1999) *The Stakeholder Society*, Yale University Press.
- Dworkin, Ronald. (2000) *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press.
- Ginsburg, Ruth B. (1992) *Speaking in a Judicial Voice*, New York University Law Review, vol. 67, no. 6.
- Michaels, Jon. (2004) *Deforming Welfare: How Dominant Narratives of Devolution and Privatization Subverted Federal Welfare Reform*, Seton Hall Law Review, vol. 34, no. 2.
- Prétot, Xavier. (1991) *Les Bases Constitutionnelles du Droit Social*, Droit Social, N° 3, Mars.
- Rawls, John. (1999) *A Theory of Justice*, The Belknap Press of Harvard University Press (revised ed.).
- Reich, Charles A. (1964) *The New Property*, The Yale Law Journal, vol. 73, no. 5.
- Super, David A. (2005) *Rethinking Fiscal Federalism*, Harvard Law Review, vol. 118, no. 8.
- Shapiro, Sidney A. & Levy, Richard E. (2005) *Government Benefits and the Rule of Law: Toward a Standards-Based Theory of Due Process*, Administrative Law Review, vol. 57, no. 1.

(おがた・たけし 甲南大学助教授)